

第1回 富山市文化財保存活用地域計画策定協議会

と き 令和5年10月6日(金)
午後2時から

ところ Toyama Sakura ビル5階
中会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 事務局長挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 議長選出
- 5 協議事項
 - (1) 富山市文化財保存活用地域計画策定協議会について
 - (2) 「文化財保存活用地域計画」について
 - (3) 富山市文化財保存活用地域計画策定事業について
- 6 閉 会

富山市文化財保存活用地域計画策定協議会委員(50音順)

	区分	氏名	所属・役職等	専門分野
1	商工団体	今川 清司	富山商工会議所産業振興部長	商工
2	学識経験者	上野 幸夫	職藝学院長 市文化財調査審議会委員(会長職務代理)	伝統的建造物
3	その他	菊川 祐介	富山市自治振興連絡協議会副会長	地域振興
4	文化財所有者	齊藤 和雄	熊野神社稚児舞保存会会長	民俗芸能継承団体
5	学識経験者	島添 貴美子	富山大学教授 市文化財調査審議会委員 富山県文化財保護審議会委員	無形民俗
6	学識経験者	鈴木 景二	富山大学教授 市文化財調査審議会委員 富山県文化財保護審議会委員	歴史
7	観光団体	関野 孝俊	富山市観光協会事務局長	観光
8	行政(県)	辻 ゆかり	富山県教育委員会 生涯学習・文化財室長	文化財行政
9	その他	中村 茂信	富山市公民館連絡協議会会長	地域振興
10	学識経験者	藪谷 祐介	富山大学講師 市景観まちづくりアドバイザー	建築・まちづくり
		事務局	教育委員会事務局 生涯学習課	

第1回富山市文化財保存活用地域計画策定協議会 資料

目次

- 1 富山市文化財保存活用地域計画策定協議会について・・・ 1
- 2 「文化財保存活用地域計画」について・・・ 3
- 3 富山市文化財保存活用地域計画策定事業について・・・ 4

1 富山市文化財保存活用地域計画策定協議会について

○富山市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

令和5年6月5日

(設置)

第1条 市域に所在する文化財の適切な保存及び活用のため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を策定するにあたり、有識者等の意見を求めるため、富山市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会において意見を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 文化財の所有者
- (2) 学識経験者
- (3) 商工関係団体または観光関係団体の推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、年度途中で就任する場合又は委員を増員する場合は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 富山市文化財保存活用地域計画が文化庁長官の認定を受けたとき、委員の任期は前2項の規定にかかわらず、認定を受けた日までとする。

(会議)

第5条 協議会の委員は、その互選により協議会の会議を進行する議長を定めることとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求めて、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(設置期間)

第6条 協議会の設置期間は、本要綱の施行日から富山市文化財保存活用地域計画が文化庁長官の認定を受ける日までとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

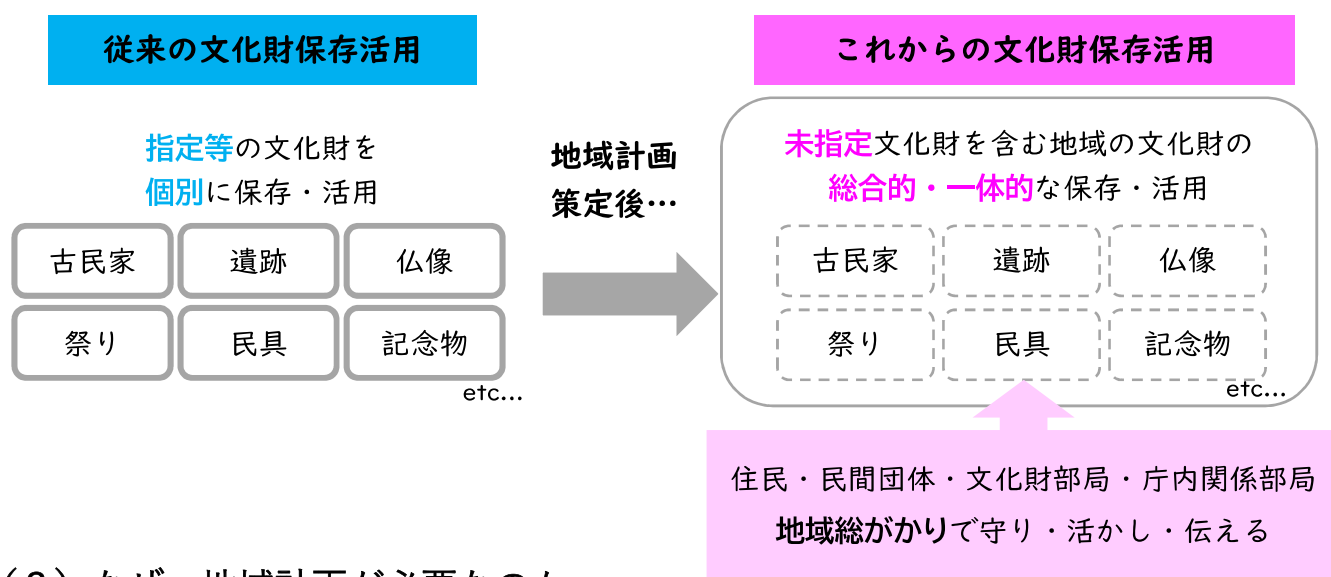
附 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

2 「文化財保存活用地域計画」について

(1) 「文化財保存活用地域計画」(以下、「地域計画」)とは何か

- ① 平成30年の文化財保護法の改正により制度化された法定計画(参考資料1、2参照)。
- ② 市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な計画。
- ③ 文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプランを兼ねる。
- ④ 文化財の総合的・一体的な保存・活用を地域総がかりで目指す。



(2) なぜ、地域計画が必要なのか

- ① 地域計画制度が誕生した背景(参考資料3より要約)
 - ・ 過疎化・少子高齢化等による文化財滅失・散逸の危機。

⇒未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備する必要
- ② 地域計画に期待されること(参考資料3より要約)
 - ・ 計画的な取組による、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用の促進。
 - ・ 文化財行政の目指す方向性・取組内容の“見える化”。
 - ・ まちづくりや観光などの他の行政分野との連携した総合的な取組。
 - ・ 民間団体をはじめとする多様な主体の参画を得ることで、所有者・行政だけでは難しい未指定文化財を含む幅広い文化財の積極的な保存・活用の推進。
 - ・ 文化財の保存・活用に対する地域住民の関心や理解の促進、地域アイデンティティの醸成。
- ③ 地域計画作成のメリット(参考資料4、2～3ページ参照)
 - ・ 認定市町村が感じた地域計画作成のメリット。
 - ・ 文化庁長官による認定を受けた場合の特例措置。
- ④ 他市の事例紹介

3 富山市文化財保存活用地域計画策定事業について

(1) 策定の背景・目的

富山市は、富山県の中央部に位置する人口約 41 万人の県都であり、市域は約 1,242km²と県都としては国内 2 位の広さを有し、水深 1,000m の富山湾から標高 3,000m 級の北アルプス立山連峰まで、多様な地勢を有している。また、本市は古くから「くすりのまち」として全国に知られるように、薬業をはじめとするものづくり産業が盛んな日本海側有数の中核都市としてこれまで発展してきた。

こうした豊かな自然環境と歴史をもつ本市では、多様な文化財や伝統文化が今でも各地で大切に受け継がれてきている。

しかし、全国的な人口減少、少子・超高齢社会が問題となる中、本市においても、総人口は既に減少に転じており、今後もその傾向は続く見込まれている。また人口減少、少子高齢化の進行により、地域コミュニティではその担い手不足という課題が顕在化している。さらには地域社会の都市化やライフスタイル・価値観の多様化もあいまって、地域コミュニティの機能が低下することにより、これまで地域で大切にされてきた文化財の保存や伝統文化の継承等に大きな影響が及ぶことが懸念されている。

こうした状況のなか、本市の総合計画や「富山市スマートシティ推進ビジョン」（令和 4 年度策定）では、文化財を含む伝統文化の継承を、まちづくりのための取組の方向性の一つとして掲げている。また地域住民や民間団体によって、文化財を活かした地域の活性化を目指す取組も近年みられる。

以上の背景をふまえ、本市では文化財の保存・継承、さらにはその活用に関するビジョンと具体的なアクションプランを示す「富山市文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」という）を策定し、文化財を活かした魅力ある地域づくりを市民とともに目指していく。

(2) 本市における本計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法や富山県文化財保存活用大綱（令和 3 年 3 月策定）、本市の上位計画（富山市総合計画、富山市教育振興基本計画）及び関連計画との整合性を図りながら作成する。

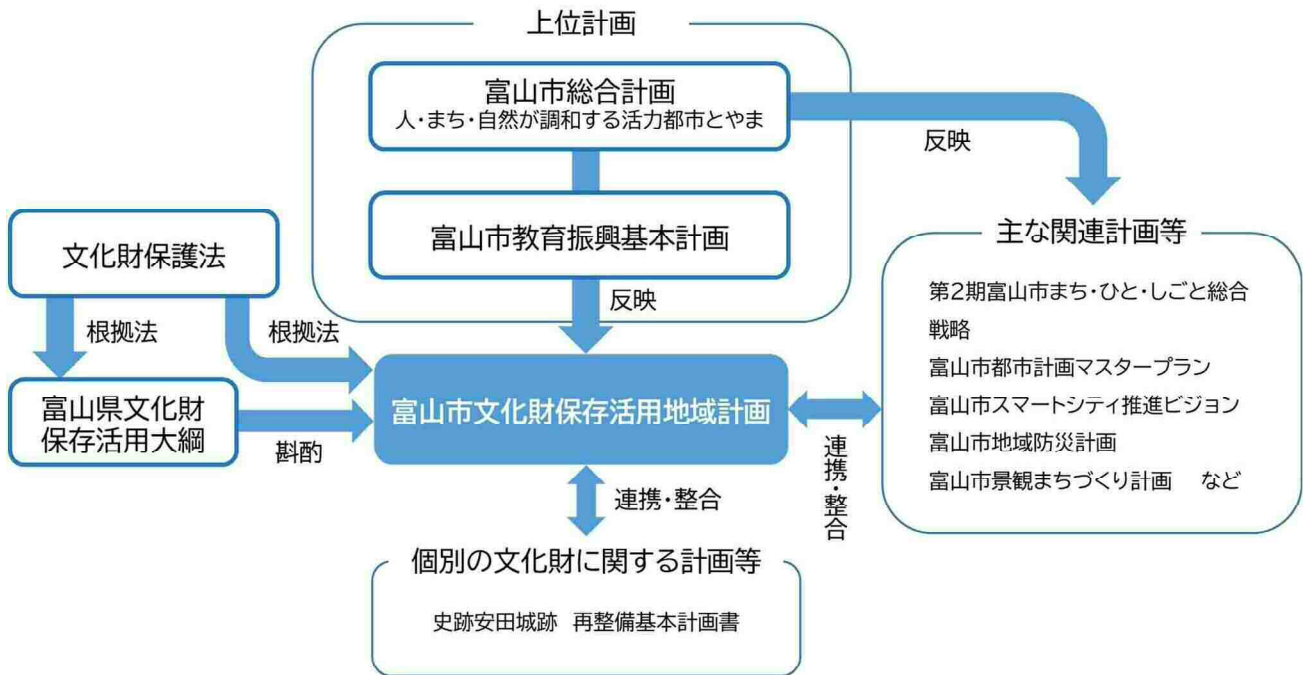
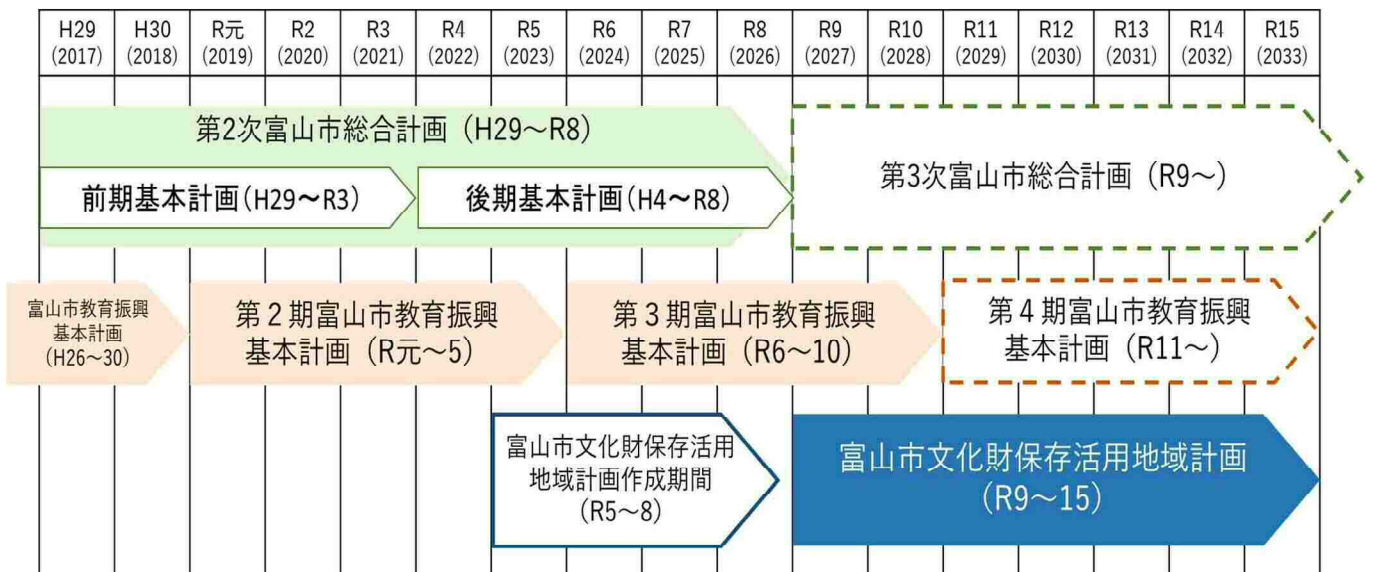


図 富山市文化財保存活用地域計画の位置づけ

(3) 計画期間

本市の最上位計画となる富山市総合計画について、現在の「第2次富山市総合計画」の計画期間は平成29年度から令和8年度までとなっている。また、教育に関する分野別計画となる「富山市教育振興基本計画」はその第3期が令和6年度から令和10年度までの予定で現在作成中である。

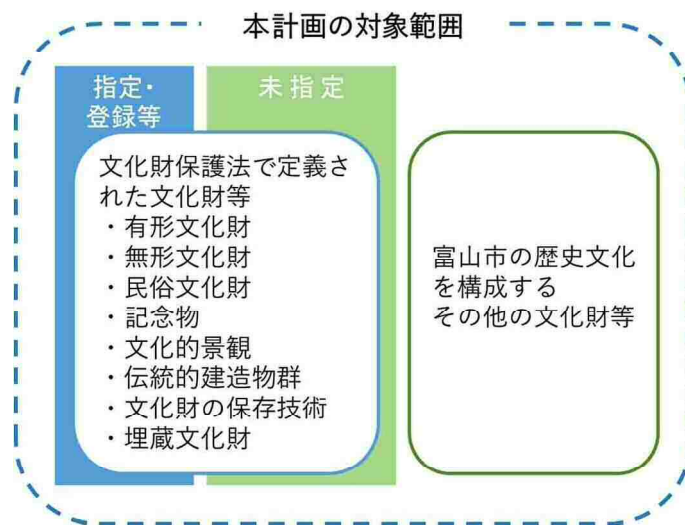
本計画は令和8年12月文化庁認定を目指し作成するものであり、計画期間は令和9年度から同15年度の7か年度とする。



(4) 本計画の対象となる文化財等

従来「文化財」は、文化財保護法に定められた類型等によって定義づけられてきた。しかし、方言や食文化、伝承といった、上記類型に当てはまらないものもまた、地域の歴史文化※をかたちづけてきた大切な遺産と考えられ、これまでも国や自治体、研究機関等において調査・保存継承活動が行われてきた。

本計画においても、従来刊行された自治体史や調査報告書等から幅広く文化財を抽出することを予定しているが、どこまでを本計画の対象とするかは、報告書等を整理・分析するなかで決定する。



※歴史文化…地域に固有の風土の下、先人によって生み生まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれが存在する環境を総体的に把握した概念。地域の歴史や文化にまつわるコンテキスト。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。(参考資料4、5ページ)

(5) 本計画構成案

文化庁による「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」(参考資料3)に基づき、本計画では下記の構成案を設定し、今後その骨子を検討する。

ただし、本計画作成中の調査結果等により、その章立てや配分、記載事項の追加等、構成を変更する場合がある。

序章

- ・計画策定の背景と目的
- ・計画期間
- ・本計画の位置づけ
- ・本計画における文化財の定義
- ・本計画策定の体制と経緯

第1章 富山市の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・自然的・地理的環境 ・社会的状況 ・歴史的背景
第2章 富山市の文化財の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・指定等文化財の概要・特徴 ・未指定文化財の概要・特徴…本計画策定事業中の調査結果を反映 ・関連する制度…日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」
第3章 富山市の歴史文化の特性
<ul style="list-style-type: none"> ・第1章・第2章をふまえ、富山市固有の歴史文化の特性を記載
第4章 文化財に関する既往の把握調査
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに富山市内を対象とした国・県・市等が実施した把握調査を整理・記載 ・把握調査が未実施の文化財類型や地区などを記載
第5章 文化財の保存・活用に関する目標（将来像）
<ul style="list-style-type: none"> ・前章までであらわした富山市の状況や歴史文化の特性をふまえ、文化財の保存・活用に関する目標（将来像）やそれを実現するための方向性を記載
第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存・活用に関する課題 ・文化財の保存・活用に関する方針
第7章 文化財の保存・活用に関する措置
<ul style="list-style-type: none"> ・第6章の方針にもとづき、具体的な措置を記載、実施時期や実施主体なども明記
第8章 関連文化財群
<ul style="list-style-type: none"> ・関連文化財群の設定 <ul style="list-style-type: none"> ※関連文化財群とは…地域の多種多様な文化財を歴史文化の特性にもとづいて一定のまとまりとしてとらえたもの。 本市の歴史文化の特徴をあらわすテーマを設定し、そのストーリーを作成する。また、そのテーマ・ストーリーを構成する文化財の一覧を記載する。 ・関連文化財群の保存・活用に関する課題・方針・措置
第9章 文化財の保存・活用の推進体制
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財担当部局や関係部局、博物館等関係機関の職員・専門的人材の配置状況 ・富山市文化財調査審議会の構成 ・民間団体等
別添資料
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財リスト ・文化財所有者アンケート結果等

(6) 本計画策定事業スケジュールについて

事項		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和5年	事前把握	既存報告書調査			資料収集	未指定文化財データ抽出・整理								
		関連計画等調査			計画収集	関連データ抽出・整理								
	調査	指定文化財台帳整理・分布図				台帳修正・分布図作成等								
		未指定文化財台帳整理・分布図				台帳・分布図作成等								
		文化財所有者アンケート (保存活用に関して) 263件				アンケート案作成	アンケート実施	集計・分析						
	調整・ 審議会	文化庁		初回協議				現地視察						
		文化財調査審議会											意見聴取	
	協議会	協議会開催等		設置要綱・委員就任				①方針説明						②骨子確認
	計画作成	計画本文作成					構成案作成	序章・第1章～2章執筆、課題洗い出し、方針措置・関連文化財群の検討					骨子完成	
	説明	HP作成						HP作成・公開						
令和6年	調査	指定文化財台帳整理・分布図				台帳・分布図修正等								
		未指定文化財台帳整理・分布図				台帳・分布図修正等								
	調整・ 審議会	文化庁			協議			協議					協議	
		文化財調査審議会											意見聴取	
	協議会				③内容確認・方針			④中間報告					⑤中間報告	
	計画作成	計画本文作成		第3～6章執筆、方針措置の検討・関連文化財群の検討										
	説明	HP作成	HP作成・公開											
市民説明・意識調査		ワークショップ等実施												
令和7年	調査	指定文化財台帳整理・分布図				台帳修正等								
		未指定文化財台帳整理・分布図				台帳修正等								
	調整・ 審議会	文化庁			協議			協議					協議	
		文化財調査審議会											意見聴取	
	協議会				⑥内容確認・方針			⑦中間報告					⑧素案確認	
	計画作成	計画本文作成		第7～9章執筆・参考資料調整										
	説明	HP作成	HP作成・公開											
令和8年	調整・ 審議会	関係部局等		教委定例会	議会報告									
		文化財調査審議会		意見聴取									報告	
	協議会		⑨最終											
	計画作成					(案)完成								
	計画認定						文化庁修正	申請	認定					
	説明	HP作成	HP作成・公開											
		パブコム等	パブコム											
情報発信									パンフ・冊子印刷・配布・HP公開					

(7) 文化財所有者アンケート（案）について

- ・市内の指定・登録文化財所有者（管理責任者）に対し、所有文化財の現状について調査するとともに、保存活用に関するアンケート（案）（別添資料）を令和5年度に実施。

(案)

富山市文化財保存活用地域計画策定に伴うアンケート調査

文化財所有者の皆様

ご協力のお願い

富山市では現在、指定・登録文化財や未指定の文化財の保存活用を考えていくために、「富山市文化財保存活用地域計画」の策定を目指しています。

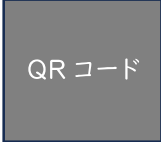
策定にあたっては、文化財の保存と活用の現状について把握するために、指定・登録文化財所有者の皆様へ、アンケートをさせていただきたいと考えております。お忙しい中恐縮ですが、何卒ご協力よろしくお願いいたします。

なお、後日、本アンケート結果をもとに、直接ヒアリングをお願いする場合がございます。その際は改めてご相談させていただきます。

令和5年10月

令和5年10月●●日(●)までに、

下記の①または②のどちらかの方法で、ご回答をお寄せください。

①郵送 でご回答の場合	この調査票に直接ご回答をご記入いただき、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずにご投函ください。
②インターネット でご回答の場合	下記のQRコードまたはURLアドレスから、ご回答サイトへお進みください。 <URL> https:// 

《ご記入にあたってのお願いなど》

- 設問に従い、あてはまる回答の番号に○をつけてください。
- 「その他」や記述式の項目では、所定の欄に具体的な内容をご記入ください。
- 回答の記入は、ボールペンや濃い鉛筆でしっかりと書いてください。
- アンケートに記載していただく個人情報には本目的以外の利用はいたしません。また、ご回答のプライバシーに関わる内容を公表することは一切ありません。
- ご回答いただいたアンケート結果につきましては、個人が特定できないかたちで、後日、市ホームページや「富山市文化財保存活用地域計画」などで公表します。
- ご不明な点がございましたら、お問い合わせ先へご連絡ください。

[お問い合わせ先]

富山市教育委員会事務局 生涯学習課文化財係

電話:076-443-2138(直通) ※平日 8:30 から 17:15

Mail:syogaigaku-01@city.toyama.lg.jp

調査受託先:ランドブレイン株式会社

調査票

所有されている文化財、所有者様についてお尋ねします

1-1 所有されている文化財の名称をご記入ください。

--

1-2 所有者/保持者等（管理責任者）の氏名（名称）をご記入ください。

※別紙の台帳に記載の所有者（管理責任者）のお名前と異なる場合は、現在の所有者（管理責任者）のお名前をご記入ください。

--

1-3 日中連絡の取れるご連絡先（電話番号）をご記入ください。

--

1-4 別紙の台帳に記載の「文化財の所在の場所」または所有者/保持者等（管理責任者）の住所に変更はありますか。変更がある場合、現在の住所を（ ）にご記入ください。

文化財の所在の場所	1. なし
	2. あり()
所有者/保持者等(管理責任者)の住所	1. なし
	2. あり()

※所有者のお名前や住所等に変更がある場合は、変更届のご提出をお願いいたします（後日ご連絡いたします）。

1-5 所有者（日常主に管理されている方）の年代をご記入ください。

(あてはまるもの1つに○)

1. 20代	2. 30代	3. 40代
4. 50代	5. 60代	6. 70代以上

文化財を所有していること意識についてお尋ねします

2-1 文化財を所有していることについて、「誇らしい」と感じていますか。

(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|------------|---------------|
| 1. あてはまる | 2. ややあてはまる |
| 3. どちらでもない | 4. あまりあてはまらない |
| 5. あてはまらない | |

2-2 文化財を所有していることについて、「負担である」と感じていますか。

(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|------------|---------------|
| 1. あてはまる | 2. ややあてはまる |
| 3. どちらでもない | 4. あまりあてはまらない |
| 5. あてはまらない | |

所有している文化財の課題についてお尋ねします

3-1 所有する文化財の保存や活用など全般に関する課題について、お答えください。

(あてはまるもの全てに○)

- | |
|------------------------------|
| 1. 人手が足りず、日常の維持管理ができない |
| 2. 維持管理や修繕にかかる費用負担が大きい |
| 3. 修繕が必要な状態であるが、対応できていない |
| 4. 後継者がいないという問題を抱えている |
| 5. 困った際に、相談できる人がいない |
| 6. 防災・防犯対策の負担が大きい(金銭面も含めて) |
| 7. 適切な保管場所と保管方法が分からず困っている |
| 8. 見学や貸出等の希望への対応が大変である |
| 9. 積極的に文化財を公開、周知したいが方法がわからない |
| 10. 行政等の支援情報が不足している |
| 11. とくに困っていない |
| 12. わからない |
| 13. その他() |

日常の維持管理についてお尋ねします

4-1 日頃の維持管理に携わっている人数を教えてください。

(※無形文化財の場合は、担い手の数をお答えください) (あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1. 1人いる | 2. 2人いる |
| 3. 3人いる | 4. 4人いる |
| 5. 5人以上いる | 6. 日常的な維持管理はしていない |
| 7. 必要だが、いない | 8. その他() |

【4-1で1.~5.いと回答された方】

4-2 日常の維持管理を行う上で、関係者以外の方からの協力を受けている先があれば、教えてください。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 地域の住民(個人) | 2. 地域の住民(団体) |
| 3. 大学 | 4. 企業 |
| 5. その他() | |

【4-1で7.必要だが、いないと回答された方】

4-3 どのような理由ですか。(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 協力を得る方法がわからない | 2. 金銭面の問題がある |
| 3. 相応しい人がいない | 4. 協力を求めているが、集まらない |
| 5. その他() | |

所有している文化財の保存・活用についてお尋ねします

5-1 所有する文化財の保存に関する取組みの現状について、お答えください。

(あてはまるもの全てに○)

- | |
|------------------------------|
| 1. 定期的に点検をしている |
| 2. 地域住民と協力して保存の取組みをしている |
| 3. 破損などが確認された場合、速やかに修繕を行っている |
| 4. 温湿度の管理をし、適切な保管環境を整えている |
| 5. 特に何もしていない |
| 6. その他() |

5-2 所有する文化財を現在どのように活用されていますか。

(あてはまるもの全てに○)

1. 一般公開している
2. HP 上で紹介している
3. 地域と協力してイベントなど取組みを行っている
4. 文化財に関連する講座を行っている
5. グッズなどの製作・販売をしている
6. 特に何もしていない
7. その他()

5-3 今後、所有する文化財の活用についてどのようにお考えですか。

(あてはまるもの1つに○)

1. 積極的に活用していきたい
2. 行事や特定期間に限って、活用していきたい
3. 申し出や予約があった場合に限って、活用していきたい
4. 積極的な活用はしたくない
5. 活用は考えていない
6. わからない

【5-3で1.～3.活用していきたいと回答された方】

5-4 その理由について教えてください。

(あてはまるもの1つに○)

1. まちの活性化に寄与したいから
2. 文化財の価値を地域住民に知ってほしいから
3. 富山市の歴史や文化を市外の人たちに知ってほしいから
4. その他()

【5-3で4.～5.活用はしたくない、活用は考えていないと回答された方】

5-5 その理由について教えてください。

(あてはまるもの1つに○)

1. 来訪者への対応ができる整備がないから
2. 活用のための人員が確保できないから
3. 活用するための財源がないから
4. 文化財の所在地が広く知られることで、盗難やいたずらの恐れがあるから
5. その他()

5-6 所有する文化財を保存・活用していくために、必要だと思うことを教えてください。

--

所有している文化財の防犯・防災についてお尋ねします

6-1 所有する文化財について、現在どのような防犯対策をしていますか？

(あてはまるもの全てに○)

1. 施錠	2. 機械警備の導入
3. 監視カメラの設置	4. 監視員の配置
5. 特に何もしていない	6. その他()

6-2 所有する文化財について、現在どのような防災対策をしていますか？

(あてはまるもの全てに○)

1. 耐震補強	2. スプリンクラー等の自動感知式消火装置の設置
3. 消火器の設置	4. 特に何もしていない
5. その他()	

～アンケート調査は以上となります。ご協力ありがとうございました。～